

沖縄県立芸術大学「授業公開」実施要項

1 目的

教員が授業公開及び授業参観に積極的に参加し、授業の内容や成果について相互に研鑽することで、本学の教育の質の向上に資することを目的として「授業公開」を実施し、本要項で実施に関し必要な事項を定める。

2 授業公開の実施期間

原則として前期（6月下旬）・後期（11月下旬）に実施する。

3 対象授業の選定方法

- (1) 各学部及び全学教育センターにおいて授業公開を行う教員（以下「実践教員」という。）を選出し、実践教員の担当する授業のうち1コマを対象授業として選定する。
- (2) 実践教員の数は、各学部及び全学教育センターそれぞれ総教員（非常勤講師は除く）の3分の1程度とする。
- (3) 上記(1)、(2)により選定された授業とは別に、各学部及び全学教育センターの非常勤講師が担当する授業を対象授業として追加できる。
- (4) 対象授業はFD委員会授業公開実施部会によって取りまとめ（様式1）、FD委員会庶務（教務学生課）から各学部専攻に周知する。

4 授業公開、参観及び報告の方法

- (1) 全教員は、選定された対象授業から必ず一コマ以上参観することとし、参観する授業を指定の期日までにFD委員会庶務に連絡する。
- (2) FD委員会庶務は参観する教員（以下「参観教員」という。）数を取りまとめ、実践教員へ報告することとし、実践教員は公開する授業のシラバスの写しや資料等を準備し、参観教員へ配布する。
- (3) 授業公開後は、実践教員と参観教員間で意見交換を行い、参観教員は参観レポート（様式2）をFD委員会庶務へ提出する。
- (4) 実践教員は、授業公開レポート（様式3）を作成し、授業提供の学部長又は全学教育センター長に提出する。
- (5) 各学部長及び全学教育センター長は、授業公開レポートを取りまとめ、FD委員会授業公開実施部会に提出する。

5 授業公開の実施状況報告

FD委員会授業公開実施部会は、授業公開の実施状況等を取りまとめ、FD委員会へ報告する。

附則

この要項は、平成29年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成31年3月22日から施行する。